

25. (Gno.66) 多角的（および多数当事者間）債務関係の比較法研究

代表：遠藤 研一郎

2013/02/22（承認）2013 年度（開始）

【研究の目的】

複数の当事者が複雑に絡み合う法律関係の分析は、取引をはじめとする社会関係がますます複雑になりつつある現代社会にあって、重要性を増している。法人保証を含む現代的な保証や連帯債務関係、企業間の結合に伴う債権・債務の承継、契約責任や契約上の権利の第三者への拡張、多数の者が関係する不法行為責任、ネットワーク内の決済とネットワーク外の債権者の関係など、重要な問題は数多く挙げられる。この研究グループでは、このような問題を比較法的に考察し、我が国の立法・解釈に資するものがないかを探ることとする。

【研究活動及び成果】

総括

2020 年度も、多角的債権関係という大枠のテーマの中で、各構成員が分担して特定のテーマについて研究を進めた。しかし、コロナ禍の混乱の最中ということもあり、これまでのような活発な活動をすることはできなかった。最低限の活動にとどまった。

その中で、遠藤が担当している「保証」に関し、補充性という性質の比較法研究を行った。今回は、特にドイツ法を中心に検討を行い、その成果の一部を法学新報に掲載した。

学術雑誌

遠藤研一郎「保証の「補充性」補論:ドイツ保証法における subsidiarität について」『法学新報』127 巻 5・6 号 (2021 年)